

島根県報

第一、四四二一號
平成十五年二月七日

(金曜日)

告示

告示
目次

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定(長寿社会課)一 定(二件)	生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	土地改良区の役員の就任及び退任(一件)	換地計画書の縦覧(一件)	土地改良事業計画書の縦覧	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定に基づく公聴会の開催	解禁予定保安林	公有水面埋立ての免許	大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の完了
(長寿社会課)一	(長寿社会課)一	(長寿社会課)一	(農村整備課)二	(農村整備課)二	(農村整備課)二	(森林整備課)五	(森林整備課)五	(漁港課)五	(漁港課)五	(漁港課)六
(道路整備課)六	(道路整備課)六	(道路整備課)六	(道路整備課)五	(道路整備課)五	(道路整備課)五	(道路整備課)五	(道路整備課)五	(道路整備課)五	(道路整備課)六	(道路整備課)六

島根県告示第九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年二月七日

医療機関の名称	所在地	指定年月日
済生院クリニック	八束郡東出雲町揖屋八五〇一	平成十五年一月七日
みかわ調剤薬局	浜田市内村町七七七一番地二	平成十五年一月一日

島根県告示第九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年二月七日

施術機関の名称	所在地	指定年月日
芳川鍼灸整骨院	島根県知事 澄田信義	平成十五年一月十日
浜田市浅井町八六一—二〇 テーションプラザ一番街	島根県知事 澄田信義	平成十五年一月十日

島根県告示第百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年一月七日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
済生院クリニック	八束郡東出雲町揖屋八四九	平成十四年十一月三十日
みかわ調剤薬局	浜田市内村町七七二番地一	平成十四年十二月三十一日

島根県告示第百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年一月七日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
田井診療所	飯石郡吉田村深野 七一一一	飯石郡吉田村深野 六一―四	平成十五年一月六日

地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄田信義

八束郡宍道町土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

理事

曾田 邦雄 八束郡宍道町大字西来待一九一六番地
福山 良雄 八束郡宍道町大字上來待三〇九三番地一
伊藤聰一郎 八束郡宍道町大字宍道九二七番地

高木美喜夫 八束郡宍道町宍道一〇九一番地四
福島 定義 八束郡宍道町大字白石二六三一番地

飯塚 栄 八束郡宍道町大字白石一五四五番地
家原 浩吉 八束郡宍道町大字佐々布一〇七七番地三

渡部 芳夫 八束郡宍道町大字佐々布五六八番地
高木 隆夫 八束郡宍道町大字上來待八九二番地

小谷 昌純 八束郡宍道町大字東來待一九五八番地
伊藤 順朗 八束郡宍道町大字西來待一六七番地

宍道 敏枝 八束郡宍道町大字上來待二〇八番地九

監事

高木 一成 八束郡宍道町大字上來待一六三番地
本常 壽男 八束郡宍道町大字佐々布二四一〇番地
犬山 信雄 八束郡宍道町大字東來待一二一〇番地

二 就任年月日

平成十五年一月一日

三 退任した役員の氏名及び住所

理事

島根県告示第百二号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土

曾田 邦雄 八束郡宍道町大字西來待一九一六番地
福山 良雄 八束郡宍道町大字上來待三〇九三番地一

伊藤聰一郎	八束郡宍道町大字宍道九二七番地	田中 宣	美濃郡美都町大字笛倉一〇八五番地
高木 隆夫	八束郡宍道町大字上來待八九二番地	寺戸 和憲	美濃郡美都町大字三谷三三番地
川島 光雅	八束郡宍道町大字昭和一二〇番地	山田 祥二	美濃郡美都町大字都茂一一五九番地一三
佐藤 孫一	八束郡宍道町大字昭和一四七一番地	海老谷経介	美濃郡美都町大字山本イ一九九番地二
小豆澤幸吉	八束郡宍道町大字白石一〇五番地	河野 末市	美濃郡美都町大字山本イ一三四六番地
高木壽美夫	八束郡宍道町大字白石二三四四番地四	小澄 勇	美濃郡美都町大字山本イ二一七番地三
川島 勝典	八束郡宍道町大字佐々布一一六七番地	彌重 佐一	美濃郡美都町大字丸茂一七三九番地
持田 進	八束郡宍道町大字伊志見一九二番地	河上 勇	美濃郡美都町大字久原一九一番地
土江 勉	八束郡宍道町大字東來待二三四番地	洗川 義雄	美濃郡美都町大字宇津川口三〇八番地
糸川 正	八束郡宍道町大字西來待四六六番地一	広永 浩二	美濃郡美都町大字宇津川口六三六番地一
監事		土佐 則幸	美濃郡美都町大字宇津川口三三一〇番地一〇
高木 一成	八束郡宍道町大字上來待一六三番地	寺井 恭祐	美濃郡美都町大字仙道七七三番地
犬山 信雄	八束郡宍道町大字東來待一二一〇番地	田中 晃	美濃郡美都町大字山本イ三一八番地
永瀬 修一	八束郡宍道町大字佐々布九四番地四	山根 守男	美濃郡美都町大字仙道一〇六番地
		河野 二美	美濃郡美都町大字宇津川口四〇七番地一
		就任年月日	平成十四年十一月二十二日
理事	退任した役員の氏名及び住所	寺井 恭祐	美濃郡美都町大字仙道二五一番地
田中 克典	美濃郡美都町大字仙道一〇六番地	田中 克典	美濃郡美都町大字仙道一〇六番地
齊藤 光俊	美濃郡美都町大字仙道一五一四番地	三浦 洋	美濃郡美都町大字仙道四九二番地三
澄川 八紘	美濃郡美都町大字三谷一二一七番地	澄川 八紘	美濃郡美都町大字三谷一二一七番地
長田 佳夫	美濃郡美都町大字小原五九番地五	田中 佳夫	美濃郡美都町大字小原五九番地五
織田 一夫	美濃郡美都町大字仙道一〇八五番地	田中 宜	美濃郡美都町大字笛倉一〇八五番地
		山田 祥二	美濃郡美都町大字都茂一一五九番地一三
		小澄 勇	美濃郡美都町大字山本イ二一七番地三
		河野 末市	美濃郡美都町大字山本イ一三四六番地
		一夫	美濃郡美都町大字丸茂一〇二五番地

島根県告示第百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年一月七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 就任した役員の氏名及び住所
理事
美濃郡美都町土地改良区

田中 克典 美濃郡美都町大字仙道一〇六番地
齊藤 光俊 美濃郡美都町大字仙道一五一四番地
澄川 八紘 美濃郡美都町大字三谷一二一七番地
長田 佳夫 美濃郡美都町大字小原五九番地五
織田 一夫 美濃郡美都町大字仙道一〇八五番地
河野 末市 美濃郡美都町大字山本イ一三四六番地
佳夫 美濃郡美都町大字小原五九番地五

島根県告示第百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称
斐川町	若宮地区用排水施設事業 (ため池等整備事業)	縦覧に供する書類の名称
告示の日から 二十一日間	縦覧の期間	縦覧の場所
斐川町役場	斐川町役場	斐川町役場

一 縦覧に供する書類の名称

二 縦覧の期間

三 縦覧の場所

平成十五年二月七日から二十一日間
斐川町役場

島根県知事 澄田信義

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県宮土地改良事業に伴う頓原上地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に對して異議申立てをすることができる。

平成十五年二月七日

監事 田中晃 美濃郡美都町大字仙道七七三番地

山根守男 美濃郡美都町大字山本イ三一八番地

広永浩二 美濃郡美都町大字宇津川ロ六三六番地一

岡政夫 美濃郡美都町大字宇津川ロ六六六番地一
佐々田速起 美濃郡美都町大字宇津川ハ六三七番地
土佐則幸 美濃郡美都町大字宇津川ロ三一〇番地一〇

平成十五年二月七日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

二 縦覧の期間

平成十五年二月七日から二十一日間
斐川町役場

島根県告示第百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第一項の規定に基づき、次の者から市町村宮土地改良事業の施行について協議があり、同条第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

二 縦覧の期間

三 縦覧の場所

頓原町役場

県営土地改良事業に伴う直江地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に對して異議申立てをすることができる。

平成十五年二月七日

島根県告示第百七号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ三第五項及び第一条ノ六第二項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則（昭和四十九年島根県規則第九十三号）第十九条の規定により告示する。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄田信義

月 日	時 間	場 所	案 件
三月六日	一三時三〇分	松江市殿町三六九 サンラボームらくも	一 特定鳥獣保護管理計画の策定について 二 特定鳥獣保護管理計画に基づく狩猟の制限について

島根県告示第百八号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第百十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄田信義

- 一 免許年月日
- 二 免許受入
- 三 埋立区域及び埋立てに関する工事施行区域

島根県告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第

六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄田信義

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
能義郡伯太町大字峠之内七八六の一二
- 二 指定の目的

水源のかん養

- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐して伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び伯太町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 埋立区域

(一) 位置

隱岐郡都万村大字津戸字牛立一一三五番地一から同村同大字字赤崎九〇六番地一に至る地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次直線で結ぶ春秋分の日の満潮位 (DL+〇・四一〇m) における公有水面と陸地との境界線及び、①の点から④の点に至る国土調査時の陸海の境界線により囲まれた区域。

①の地点 隱岐郡都万村大字津戸字四敷島・四敷島灯台の北東方七四〇mの「シャ

グリ隱岐シャグリ灯標 (北緯三六度〇九分四二秒、東経一三三度一四分三六秒)」から一八度四八分一秒に一、四五四・〇三mの地点

②の地点 ①の地点から二五九度四三分一〇秒に〇・九一mの地点

③の地点 ②の地点から一六四度〇八分四五秒に六三・一三mの地点

④の地点 ③の地点から一六七度五〇分〇八秒に四・七六mの地点

(三) 面積

一、九三〇・九七²m

2 埋立に関する工事の施行区域

(一) 位置

隱岐郡都万村大字津戸字牛立一一三五番地一から同村同大字字赤崎九〇六番地一に至る間の土地の地内、並びに同地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

①の地点 隱岐郡都万村大字津戸字四敷島・四敷島灯台の北東方七四〇mの「シャ

グリ隱岐シャグリ灯標 (北緯三六度〇九分四二秒、東経一三三度一四分三六秒)」から一四度二一分四七秒、一、四四〇・五七mの地点

②の地点 ①の地点から四九度五二分一〇秒に一〇三・四七mの地点

③の地点 ②の地点から一三六度四四分〇六秒に四〇・五〇mの地点

④の地点 ③の地点から一五三度二六分三八秒に二二・六三mの地点

⑤の地点 ④の地点から一六一度三一分三七秒に四一・〇八mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二一〇七度一七分四二秒に二九・八一mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二六四度〇八分四五秒に六五・三八mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三一二度〇二分二四秒に三一・五八mの地点

(三) 面積

九、六八八・七八²m

四 埋立地の用地

漁港施設用地

島根県告示第百十一号

平成十四年島根県告示第八百五十三号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄田信義

一大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャイ（松江サティ）島根県松江市東朝日町一五一番地

二 意見の概要

- 1 警備体制の充実等により、暴走族対策及び青少年の健全育成に配慮すること。
- 2 夜間における騒音の抑制に努めること。

三 縦覧場所

松江市商工課（松江市末次町八六番地）

四 縦覧期間

公告の日から一月間

島根県告示第百十二号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定に基づく

き基幹道路の整備を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項の規定に基づき告示する。

平成十五年二月七日

島根県知事 澄田信義

	道路の種類及び路線名	工事区间	工事の種類	工事完了の期日
町道 都加賀民谷線	飯石郡頓原町大字都加賀三一五番地先から同大字九二番一地先まで	区間	拡幅	平成十四年十二月十一日
〃	飯石郡吉田村大字民谷九八七番七地先から同大字九六〇番一一地先まで	間	〃	〃

平成15年2月7日

島根県報

第1,442号(8)

平成十五年二月七日発行

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月

金一千四百二十円(送料共)